

平成31年総務省告示第179号第 6 条第 3 号イ及びロに基づき総務大臣が定めるものについて

第 1 証明書の取得

平成31年総務省告示第179号（以下「告示」という。）第 6 条第 3 号イの規定に基づき、返礼品等の製造等を行う者によって別添 1 の様式に従って作成された証明書を取得すること。また、証明書中「総務大臣が定める標準的な算出方法」は、下記のとおりであること。

（総務大臣が定める標準的な算出方法）

算式

$$(A - B) \div A$$

算式の符号

A：当該地方団体による返礼品等の調達費用

B：当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用

第 2 一覧表の作成

告示第 6 条第 3 号ロの規定に基づき、第 1 のとおり作成された証明書をもとに、別添 2 の様式及び下記に従って一覧表を作成すること。

1 返礼品等の名称

返礼品等の品目ごとに、その名称を記載すること。

2 区域内において生じた価値の割合

各返礼品等について、地方団体の区域内において当該返礼品等の製造等を行うことにより生じた価値が全体の価値に占める割合（別添 2 において「区域内において生じた価値の割合」という。）を記載すること。

3 区域内において生じた価値の割合の算出方法

区域内において生じた価値の割合の算出にあたって、第 1 に示す標準的な算出方法を用いた場合は「標準的な算出方法」欄に「○」を記載した上で、その算出基礎を記載すること。また、その他の算出方法を用いた場合は「その他の算出方法」欄に「○」を記載した上で、その他の算出方法とする理由及びその算出方法の詳細を記載すること。

4 返礼品等の製造・加工地

返礼品等の製造・加工が行われた場所について、国内の場合は都道府県名及び市区町村名（例：〇〇県〇〇市）、国外の場合は国名を記載すること。

5 地方団体における調達費用

返礼品等 1 件あたりの調達に要した費用（地方税法（昭和25年法律第226号）第 37 条の 2 第 2 項第 3 号及び第 314 条の 7 第 2 項第 3 号に規定する「都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額」として総務大臣が定めるところにより算定した額）をいう。具体的には、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第 1 条の 17 の 2 第 1 号に規定する返礼品等の内容に関する書類に記載する「調達費用」がこれに該当する。）を記載すること。

6 一般販売価格

当該返礼品等を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載すること。なお、当該返礼品等が非売品である場合には、当該返礼品等の類似製品に係る通常の価格を記載すること。

第3 一覧表の公表

第2のとおり作成された一覧表を、地方団体がふるさと納税の寄附金の受領に伴い告示第6条第3号に該当する返礼品等を提供する旨を表示して当該寄附金の募集を開始する日までに、地方団体が管理するウェブサイトに掲載すること。なお、特定の者のみ閲覧可能となる形式（ふるさと納税特設サイト等に登録した者のみ閲覧できるページでの掲載など）は認められないこと。

また、返礼品等の適正な提供に資する観点から、当該一覧表については、指定対象期間を通じて継続して掲載すること。ただし、天災等、掲載することが不可能となるやむを得ない事情があるときは、この限りでないこと。

なお、当該一覧表の公表は指定対象期間に係る返礼品等について行うものとするが、上記の公表の趣旨を踏まえ、指定対象期間の初日前1年間に提供された返礼品等についても公表を継続することが望ましいこと。